通所介護事業所　福祉サービスセンターほっと館運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人やまなみ会が開設する通所介護事業所福祉サービスセンターほっと館(以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め､事業所の生活相談員又は看護職員､介護職員等の従事者(以下「従事者」という。）が社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的･精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者等に対し適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第２条　事業所の従事者は、要介護者及の心身の特性を踏まえて、可能な限り自宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。

２　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

３　指定通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行なうものとする。

４　指定通所介護の提供に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

５　事業所は、正当な理由なく指定通所介護の提供を拒まない。

６　前各項のほか、熊本県が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)　名　称　　通所介護事業所　福祉サービスセンター　ほっと館

(2)　所在地　　熊本県阿蘇郡産山村大利６５７番地２

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1)　管理者　　１名（兼務）

（管理者の職務）

管理者は、事業所と従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)　生活相談員　　２名　（内、１名は兼務）

（生活相談員の職務）

生活相談員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者又は家族に対して、相談援助等の生活指導を行うとともに通所介護計画を作成し、その内容等について説明を行う。

(3)　介護職員　　３名以上（内、１名は兼務）

（介護職員の職務）

介護職員は、指定通所介護の提供に当たる。

(4)　看護職員　　１名以上　（兼務）

（看護職員の職務）

看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のために適切な措置をとる。

(5)　機能訓練指導員　１名以上（兼務）

（機能訓練指導員の職務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓

練を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）　営業日は、通常月曜日から土曜日までとする。ただし、１月１日から１月３日までの年末年始を除く。

（２）　営業時間は、午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

（３）　サービス提供時間は、午前９時３０分から午後４時３０分までとする。ただし、特別の需要がある場合はこの限りではない。

(指定通所介護の利用定員)

第６条　事業所の利用定員は、１単位１日２５名とする。

(指定通所介護の内容)

第７条　指定通所介護の内容は次のとおりとする。

（１）　入浴サービス（特浴有り）

（２）　食事の提供

（３）　生活指導（相談・援助等）、レクリエーション

（４）　機能訓練

（５）　健康チェック

（６）　送迎（車）など

（指定通所介護の利用料等）

第８条　指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。法定代理受領分以外の場合には介護報酬告示上の額とする。ただし、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

２　事業所は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けるものとする。

（１）利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として、通常の実施地域を越える地点からの距離に応じて、１キロメートル当たり３７円（片道）

（２）指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス基準額又はサービス費用基準額を超える費用

（３）食事提供・・・・１食当たり６５０円

（４）おむつ代・・・・１枚当たり１３０円

（５）パット代・・・・１枚当たり８０円

（６）複写物・・・・・１枚当たり１０円

（７）前号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用（国が定める費用）の実費

３　前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実地地域）

第９条　通常の事業実施地域は、産山村、阿蘇市、竹田市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第１０条　利用者は､指定通所介護の提供を受ける際に､次の事項について留意するものとする。尚、本項についてはサービス提供時に、利用者又は家族に通知するものとする。

（１）入浴サービスを利用する際は、従事者の指示に従い、入浴時間、注意事項等を守ること。

（２）機能訓練室を利用する際は、従事者の監視、指示の下に行うこと。

（３）送迎サービスを利用する際は、所定の場所及び利用日以外での乗降は、出来ないものとし、走行中のマナーを守ること。

（４）サービス利用日に欠席する場合は、事前に事業所に連絡すること。

（虐待の防止のための設置に関する事項）

第１１条　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする

（１）　虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。

（２）　虐待防止のための指針を整備する。

（３）　従業者に対し、虐待の防止のための研修（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に実施する。

（４）　虐待防止に関する措置を適切に実施するために担当者を置く。

（５）　事業所は、サービス提供中に従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（身体拘束の禁止）

第１２条　事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き､身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘等」という）を行わないものとする。

２　事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。

３　事業者は身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

（２）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に実施する。

（４）事業所は、サービス提供中に従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による身体拘束を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(緊急時における対応方法)

第１３条　従事者は、指定通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

２　事業所は、指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、関係市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし事業所の責に帰すべからず自由による場合はこ

の限りではない。

（非常災害対策）

第１４条　非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防災管理者又は火災・防災等についての責任者を定め、年２回定期的に避難訓練、その他必要な訓練を行う。

２　事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策）

第１５条　事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

（２）事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修（テレビ電話装置等の活用可）並びに訓練を定期的に実施する。

（業務継続計画の作成）

第１６条　事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

２　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修（テレビ電話装置等の活用可）及び訓練を定期的に実施する。

３　事業所は、定期的に業務計画の見直しを行い、必要に応じて業務改善計画の変更を行うものとする。

（利用者に関する市町村への通知）

第１７条　利用者が、正当な理由なく指定通所介護の利用に関する指示に従わず、偽りや不正な行為によって介護給付を受けた、あるいは受けようとした時は、市町村に対して通知する。

（勤務体制の確保）

第１８条　利用者に対して、適切な指定通所介護を提供できるよう、通所介護職員等の勤務体制を定めておくものとする。

２　通所介護職員等の質的向上を図るための研修（テレビ電話装置等の活用可）の機会を確保する。

（指定通所介護事業所に対する利益供与の禁止）

第１９条　指定通所介護事業所又はその従業者に対して事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品やその他の財産上の利益を供与することはしない。

（苦情処理）

第２０条　提供した指定通所介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

２　自ら提供した指定通所介護に関して、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書などの提出や提示のため、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指

導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

3　指定通所介護に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法第１７６条第１項第２号に基づき行う調査に協力する。自ら提供した指定通所介護に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

（個人情報の保護）

第２１条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2　事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後においても同様とする。

3　事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

4　事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

（会計の区分）

第２２条　事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所介護の会計とその他の事業の会計を区分する。

（記録の整備）

第２３条　事業所は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2　事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

（ハラスメント）

第２４条　事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（その他）

第２５条　この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人やまなみ会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附　則

この規程は、平成１２年５月１日から施行する。

平成１４年５月１日　一部改正
平成１４年９月１日　一部改正
平成１８年５月１日　一部改正
平成２４年４月１日　一部改正
平成２６年４月１日　一部改正
平成２７年８月１日　一部改正
平成２９年１２月１日　一部改正
平成３０年４月１日　一部改正
令和４年４月１日　一部改正
令和５年４月１日　一部改正
令和６年４月１日　一部改正
令和７年２月１日　一部改正
令和７年５月１日　一部改正
令和８年８月１日　一部改正